(9)・(10)　［略］ 3　［略］	蓄電所 一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　遮断器 （八）・（九）　［略］ 三　［略］	［略］ ［略］	変電所 一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　遮断器 （八）　［略］
	［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4　［略］	［略］ ［略］ ［略］	［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4　［略］

(9)・(10)　［略］ 3　［略］	［同上］ 一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　［同上］ （八）・（九）　［略］ 三　［略］	［同上］	［同上］ 一　［略］ 二　［略］ （一）～（六）　［略］ （七）　［同上］ （八）　［略］
	［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4　［略］	［略］ ［略］ ［略］	［略］ 1・2　［略］ 3　周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であって、法第三十八条第三項各号に掲げる事業の用に供する電圧三十万ボルト以上のものの設置 4　［略］